

証券コード 9610

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

ウイルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

代表取締役社長 トーマス・H・ロス

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

後記の株主総会参考書類をご検討下さいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 地下会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきお間違えのないようご注意ください)
本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
3. 目的事項
報告事項
1. 第41期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以上

【株主様へのお願い事項】

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.wilsonlearning.com/>)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

■当日ご出席による議決権行使

株主総会開催日時：2022年6月28日（火曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■書面による議決権行使

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月27日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績全般

当期における国内経済は、回復の動きは見られつつも、年末から期末にかけて新型コロナウイルス（オミクロン株）の感染拡大により、停滞傾向がありました。グローバルにおいては、全面的な経済活動再開へ向かっておりますが、サプライチェーンの混乱やウクライナでの戦争勃発によりインフレ傾向となり、先行きは引続きやや不透明な状況となっております。

中国においては、期末から始まった大規模なロックダウンの影響が継続しております。

人材育成業界におきましては、国内では人が物理的に集合する研修の縮小・延期傾向が、年末から期末にかけて再度見られましたが、研修市場は堅調に推移しております。米国でも物理的に集合する研修の縮小・延期傾向はありますが、欧州、アジア・パシフィックにおいてはコロナ以前に戻りつつあります。

国内・海外ともオンラインでの研修ニーズは強く、研修コンテンツは同期型、非同期型のオンライン化、ハイブリッド化への転換が継続しております。

グループ全体としても、アフターコロナ時代の新しい研修スタイルを睨んだWebマーケティング投資、リーダーシップ領域、オンライン研修領域における新規商品群への開発投資を積極的に推進しております。

社外との連携も強めており、事業提携、産学での共同研究も開始しております。

日本及び米国での当期の実績は下記となります。

国内

- ・2021年7月には、行動変容の原理原則のコンテンツを日本向けにデジタル化、学び放題のライブラリー形式などで提供開始しました。
(全59タイトル)
- ・2021年9月に、上記の一環として、ハーバード大学 交渉学研究所の共同創設者ウィリアム ユーリー氏と共同で開発した「ハーバード交渉術 (Negotiating to Yes)」をデジタル・ラーニングで提供開始しました。
- ・2021年10月には、DX教育・新人教育に定評のある株式会社チェンジとの間で業務提携契約を結び、営業連携を開始いたしました。
- ・2022年2月には、武蔵野美術大学との「創造的組織文化と行動様式」に関する共同研究を発表いたしました。

海外

- ・2021年9月に、オンライン協働学習プラットフォーム (LXP) 上に、主力研修の一つであるBRVのデジタルコンテンツをリリースしました。
- ・2021年12月に人材管理分野で最大かつ最も長い歴史を持つアワードプログラムを運営しているブランドンホールグループから先端技術を駆使したオンラインセールストレーニングが評価され、テクノロジー・エクセレンス・アワード「Best Advance in Sales Training Online Application (ベスト・アドバンス・イン・セールス・トレーニング・オンライン・アプリケーション)」部門において銅賞を受賞しました。
- ・2022年3月に「Training Industry.com」から、「2022年リーダーシップ・トレーニング企業トップ20社」に選ばれました。

しかしながら、全体、特に米国ではいまだ、コロナウイルス感染症の影響に始まった減益の影響が大きく、当期においては、グループ全体で増収になりましたが、営業損失を計上いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(イ) 国内

日本では、1)企業の研修やアセスメントの実施が回復基調にあり、収益認識基準の変更による減収がありました。その影響を上回る販売実績をあげて、顧客向け売上の売上高は前期並みとなりました。

2)また、グローバルでのロイヤリティ政策を見直し、ロイヤリティ収入が改善いたしました。

この2点の結果、増収となっております。

販売管理費につきましては、引続き削減に努めました。

この結果、売上高8億2千3百万円（前期比11.3%増）、営業損失1億7千1百万円（前期は3億7千3百万円の営業損失）となりました。

(ロ) 北米

米国では、前年に比較して企業の人材育成計画は引続き回復基調にあり、研修市場も回復を示してきております。このため北米の顧客向け事業も増収となっております。しかしながら当社主要顧客に対面研修ニーズが強い影響が残っており、米国ではコロナ以前までの売上回復に至りませんでした。

なお、当期は、①米国子会社同士の合併により、日本本社からの米国子会社向け研究開発費用とマーケティング業務委託費用が北米セグメントにおける売上高から営業外収益に移行しましたことと、②ロイヤリティ政策の変更の影響もあり、合併後の売上高及び営業利益は昨年度より大きく減収減益となります。

この結果、売上高6億円（前期比23.1%減）、営業損失5億9千5百万円（前期は3億1百万円の営業損失）となりました。

(ハ) 欧州

ウィルソン・ラーニング ヨーロッパ（英国）は、積極的なマーケティングの展開で新規顧客リードを獲得するとともに、従来の顧客からの受注も好調に推移し、引続きコロナ以前の好業績を維持しております。ウィルソン・ラーニング フランスは、主要大型顧客の維持により、同じく売上げを大幅に回復させております。しかしながら、グローバルでのロイヤリティ政策の見直しを行ったことにより、営業利益は僅少となっております。

この結果、売上高3億5千7百万円（前期比57.7%増）、営業利

益1千9百万円（前期は2千7百万円の営業損失）となりました。

(二) 中国

中国では、経済活動が回復したこと、及びSNS等を利用したマーケティング効果等により地元資本企業に対する営業パイプラインが増加基調にあったため、売上は引続き堅調に推移し前期を上回りました。しかしながら、上海における大規模かつ長期のロックダウンの影響で、期末に研修案件の延期・消滅が複数発生いたしました。また外部への委託費用などの販売管理費が増加しております。

この結果、売上高1億2千7百万円（前期比56.0%増）、営業損失1千5百万円（前期は3千1百万円の営業損失）となりました。

(ホ) アジア・パシフィック

インドでは、当期の初期においては、新型コロナウイルス感染症の影響が残りましたが、売上高は大きく回復しました。アジアでは、グループ間売上が復活したことと、オーストラリアでの代理店が好調であったため、売上は堅調に推移しました。

この結果、売上高1億2千1百万円（前期比72.4%増）、営業損失1百万円（前期は5千1百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は3百万円であります。

その主なものは北米での家具・備品となります。

③ 資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第38期 (2019年3月期)	第39期 (2020年3月期)	第40期 (2021年3月期)	第41期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	3,122,304	2,408,150	1,480,042	1,788,494
経 常 利 益 又は経常損失(千円)	27,721	△515,802	△781,221	△491,417
親会社株主に 帰 属 す る(千円) 当期純損失	△78,531	△828,562	△629,153	△308,899
1株当たり当 期 純 損 失 (円)	△15.24	△160.76	△122.07	△59.93
総 資 産(千円)	3,524,588	2,540,760	2,072,008	1,808,626
純 資 産(千円)	2,581,600	1,687,841	1,097,817	991,116
1株当たり 純 資 産 額 (円)	500.89	327.48	213.00	192.30

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
ウィルソン・ラーニング コーポレーション	米ドル 19,079,888	100.0%	企業内教育研修プログラ ム、リサーチプログラムの 販売・基礎開発研究及びグ ローバルマーケティングサ ポート
ウィルソン・ラーニング ヨーロッパ LTD.	ポンド 2,850,000	100.0%	企業内教育研修プログラム及び リサーチプログラムの販売
ウィルソン・ラーニング チャイナ リミテッド	香港ドル 1,800,000	100.0%	企業内教育研修プログラム及び リサーチプログラムの販売
ウィルソン・ラーニング インド PVT. LTD.	ルピー 8,000,000	100.0%	企業内教育研修プログラム及び リサーチプログラムの販売

(注) 「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載しましたとおり
当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニングコーポレーション
(米国)が、同じく当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング
ワールドワイドインク (米国)を2021年4月1日付で吸収合併致しました。

(4) 対処すべき課題

業績全般

世界的に新型コロナウイルス感染の完全な収束時期が見通せない状況ではありますが、当社グループでは、お客様や従業員の健康・安全確保を第一として原則テレワークにより業務を行っております。これらの取り組みにより、業務遂行に関する影響は軽微です。

主要市場である米国、イギリス、日本においては企業活動が概ね復活傾向にありますが、中国では大規模なロックダウンの継続により、企業活動や移動の制限等が継続しており、企業研修の実施についての影響が見込まれます。

iCTビジネス領域においては、新型コロナウイルスの影響は少なく、前年度に引き続き一定の受注が見込める状況です。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2020年3月期以降売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においては、売上高は回復基調にあるものの、重要な営業損失535,378千円、経常損失491,417千円、親会社株主に帰属する当期純損失308,899千円を計上しました。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されますが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について見通しが得られている状況にはありません。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の解消を図るべく、当社グループは、以下の諸施策を遂行することにより、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

①収益構造の改善

- ・高収益化体質の確立に向け、北米の営業要員の早期戦力化を図り、利益率の高いライセンス型の案件の提案に引き続き注力してまいります。
- ・2021年10月にIT人材育成サービスなどを展開している株式会社チェンジと業務提携を行いました。

- ・アフターコロナ時代の新しい研修スタイルを睨んだWebマーケティング投資、リーダーシップ領域、オンライン研修領域における新規商品群への開発投資を積極的に推進しております。既に、国内外において複数のお客様に向けたオンライン研修やアセスメントサービスを実施しており、収益機会の拡大を図ってまいります。
- ・販売費及び一般管理費について、人件費や業務委託費の見直しを行い、本社等移転により諸経費削減を推進しております。北米では今後の黒字化を達成するため、2022年3月に人件費を中心に大幅なコスト削減を実施しました。また、IT関連の外部委託化も推進していく方針です。

②財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金及び開発投資資金の安定的な確保と維持に向け、取引金融機関と協議を進め新規融資の申請や資本の増強策の可能性について検討しておりましたが、実現には至っておりません。このため、今後はグループ内の資金を移動させることで必要な資金を確保していく方針です。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、収益構造の改善にはアフターコロナ時代における新しい取り組みが含まれていることから不確実性が認められるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大によって受けた業績低迷からの回復に時間を要しております。

また、財務基盤の安定化については、資本の増強策の可能性などについて継続的に検討しているものの、見通しが得られている状況ではありません。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

HRD事業 人材開発・組織開発のためのコンサルティング
とソリューションの開発・提供

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社	本社	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
	支店	大阪府
ウィルソン・ラーニング コーポレーション (子会社)	本社	米国ミネソタ州
ウィルソン・ラーニング ヨーロッパ LTD. (子会社)	本社	英国ロンドン

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
90 (5) 名	18名減 (5名減)

(注) 使用人数は就業員数 (グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (2) 名	2名減 (増減0)	50.5歳	18.0年

(注) 使用人数は就業員数 (社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年2月24日開催の当社取締役会において当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニングコーポレーション (米国) が、同じく当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング ワールドワイドインク (米国) を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で合併致しました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 17,230,720株
- ② 発行済株式の総数 5,154,580株（自己株式542株を含む）
- ③ 株主数 1,886名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
森 捷 三	906,000株	17.58%
サンウッド株式会社	750,760	14.56
秋 元 利 規	515,000	9.99
株式会社日本経済新聞社	360,900	7.00
ジャフコグループ株式会社	200,900	3.90
木 村 昌 二	175,000	3.40
株式会社SBI証券	137,125	2.66
株式会社三井住友銀行	86,160	1.67
日本証券金融株式会社	84,100	1.63
楽天証券株式会社	67,100	1.30

- (注) 1. 持株比率は自己株式（542株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 C O O	トーマス・ホリス・ロス	グローバル・マーケティング統括 兼 R&Dソリューション・グループ統括COO ウィルソン・ラーニング コーポレーション（米国）グローバル・マーケティング、R&D 管掌
代 表 取 締 役 副 社 長	児 島 研 介	
取 締 役	エドワード・H・エムデ	ウィルソン・ラーニング コーポレーション（米国）社長
取 締 役	柴 山 慎 一	シダックス株式会社 取締役専務執行役員 社会情報大学院大学 教授 (現 社会構想大学院大学)
常 勤 監 査 役	本 山 隆 雄	
監 査 役	稲 垣 誠 二	稲垣誠二公認会計士事務所 代表
監 査 役	志 賀 剛 一	志賀・飯田法律事務所

- (注) 1. 取締役柴山慎一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲垣誠二氏及び監査役志賀剛一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役本山隆雄氏は、内部統制に関する長年の経験を有しており、監査役稲垣誠二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また志賀剛一氏は弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役柴山慎一氏、監査役稲垣誠二氏、及び監査役志賀剛一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
2021年9月1日をもって代表取締役副社長 大谷彰一氏は、辞任により退任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位の異動は次のとおりであります。
取締役児島研介氏は、2021年9月1日付けで代表取締役副社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役柴山慎一氏、監査役稲垣誠二氏、監査役志賀剛一氏は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬額等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	21,052 (3,965)	21,052 (3,965)	-	-	3 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,039 (3,999)	9,039 (3,999)	-	-	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	30,091 (7,965)	30,091 (7,965)	-	-	6 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬の額には、2021年9月1日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬の額が含まれております。
3. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名を除いております。
4. 業績の低迷を受け、取締役報酬を役位に応じて減額しております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動型報酬等に関する事項

該当事項はありません。

ニ. 非金銭的報酬等の内容

該当事項はありません。

ホ. 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第25回定時株主総会において年額1億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額は、1993年6月25日開催の第12回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は2名です。

ヘ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2016年7月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は下記の通りです。

a. 基本報酬に関する方針

役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与により構成する。

月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等、他の給与は原則として支給しない。

月額報酬は、株主総会において、取締役全員および監査役全員の報酬総額限度額を決議し、当該報酬総額限度額内での役員各人の報酬額を、

（イ）取締役については、取締役会決議により、または取締役会決議により授権を受けた代表取締役（代表取締役が複数名の場合は、代表取締役間の協議）で決定するものとし、

(ロ) 監査役については、監査役間の協議により決定するものとする。

役員賞与を支給する場合、その決定方法は前項に準ずる。

b. 業績連動報酬等に関する方針

役員賞与は、あらかじめ基準額を定めず、支給する場合にはその都度支給額を決定する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

該当事項はありません。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

評価・改定は原則として毎年1回、定時株主総会後に実施する。

役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会決議により授権を受けた代表取締役（代表取締役が複数名の場合は、代表取締役間の協議）で決定する。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

会社業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、取締役については、取締役会の決議により、監査役については、監査役会の協議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は代表取締役トーマス・ホリス・ロス氏及び児島研介氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。

役員賞与を支給する場合は、前記に準じております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が、適しているとしたためであります。

チ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者または社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取締役	柴 山 慎 一	シダックス株式会社 社会構想大学院大学	取締役専務執行役員 教授
監査役	稲 垣 誠 二	稲垣誠二公認会計士事務所	代表
監査役	志 賀 剛 一	志賀・飯田法律事務所	

- (注) 1. 当社とシダックス株式会社、社会構想大学院大学との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社と稲垣誠二公認会計士事務所との間には特別な利害関係はありません。
3. 当社と志賀・飯田法律事務所との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割

・社外取締役

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 柴 山 慎 一	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。コンサルティング及び企業経営経験を踏まえて経営の監督、経営全般への意見・助言を述べるなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

・社外監査役

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
監査役 稲 垣 誠 二	出席状況及び発言状況 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な知識・経験等から適宜、経理・財務面に関する発言を行っております。
監査役 志 賀 剛 一	出席状況及び発言状況 当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識・経験等から、助言をしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意を判断しました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算書類監査の状況

当社子会社ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) 及びウィルソン・ラーニング ヨーロッパ LTD. (イギリス) につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人等 (外国におけるこれらの資格を有する者を含む。) の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての最新の決議内容の概要は以下のとおりであります（2016年5月一部改訂）。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役は、その職務の執行に係る文章等を法令ならびに社内規程に基づき保存及び管理する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ グローバルコーポレート本部内にリスク管理担当（兼務）を設け、執行役員が担当責任者となり、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
 - ・ 各事業部門長は、それぞれの部門に関するリスク管理を行い、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 全社経営課題に対する討議及び意思統一を目的として執行役員会（メンバー：代表取締役、取締役、執行役員）を週1回開催する。
 - ・ 随時を取締役会を開催し、各取締役及び監査役（必要に応じて他の報告者参加）出席のもと、重要事項の決定、取締役担当職務の報告ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ・ 毎月1回、全組織の副部長以上の管理者が参加する月例会議を開催し、重要事項等の伝達・指示を行う。
 - ・ 業務の運営については、年度予算を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにする。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準、企業行動憲章等）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ・ グローバルコーポレート本部は、他部門等と協力して定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - ・ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 海外子会社は、米国子会社ウィルソン・ラーニング コーポレーションを通じて管理体制を構築し、コンプライアンス・ポリシー、リスク管理、子会社間の取引ルール等の基本ルールを定め、それらを運用する。また、月例会議において、事業遂行状況等について報告を受けることとする他、経営計画達成のための指導を行う。
 - ・ 子会社間の取引ルール等については、子会社の責任者が出席する定期的な会議で見直しを行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換して決める。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査役スタッフとして選任された社員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては監査役会と事前に協議するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 常勤監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、社内の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人に説明を求めることとする。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役に報告する。
 - ・ 監査役は、当社の会計監査人である「有限責任 あずさ監査法人」から会計監査内容について説明を受けるとともに、連携を図っていく。
 - ・ 子会社の取締役は、当社の監査役に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実等を直接報告することができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、子会社に著しい損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがある旨の報告を受けたときは、監査役に報告する。

- ⑨ 監査役の監査費用の前払又は償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査に必要な費用については、都度必要な監査費用の措置を取る。
- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社コンプライアンスホットライン規程に基づき、報告者が不利な扱いを受けないことを確保する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ・ 代表取締役との定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- イ. 週1回の執行役員会、随時の取締役会、月次の副部長以上の会議を実施しております。
- ロ. 2017年10月1日「ハラスメント防止ポリシー」を新設、倫理規程を改訂しました。同時に外部通報窓口を新設しました。
- ハ. 2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度におきましては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、2022年3月28日に、e-Learningによるコンプライアンス研修を行い、全従業員が受講いたしました。内容は、以下のとおりです。
 - ・ インサイダー取引規制
 - ・ 下請法
 - ・ ハラスメント防止

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,567,861	流 動 負 債	598,695
現金及び預金	869,389	買掛金	125,015
受取手形、売掛金及び契約資産	609,552	短期借入金	100,625
有価証券	38	1年内返済予定の長期借入金	7,497
棚卸資産	7,242	リース債務	23,049
その他	83,286	未払金	18,949
貸倒引当金	△1,647	未払費用	116,637
固 定 資 産	240,764	未払法人税等	7,539
有形固定資産	19,547	未払消費税等	23,399
建物及び構築物	18,510	契約負債	158,691
工具器具及び備品	1,037	賞与引当金	12,193
リース資産	0	その他	5,096
無形固定資産	0	固 定 負 債	218,814
ソフトウェア	0	長期借入金	92,503
投資その他の資産	221,217	リース債務	17,784
投資有価証券	50,000	繰延税金負債	32,905
長期貸付金	2,026	退職給付に係る負債	8,159
退職給付に係る資産	80,931	資産除去債務	41,263
敷金及び保証金	87,526	その他	26,198
繰延税金資産	160	負 債 合 計	817,510
その他	5,341	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△4,769	株主資本	670,451
資 産 合 計	1,808,626	資本金	722,698
		資本剰余金	557,452
		利益剰余金	△609,483
		自己株式	△216
		その他の包括利益累計額	320,665
		為替換算調整勘定	320,665
		純 資 産 合 計	991,116
		負 債 純 資 産 合 計	1,808,626

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,788,494
売上原価	476,343
売上総利益	1,312,151
販売費及び一般管理費	1,847,530
営業損失	535,378
営業外収益	
受取利息	1,262
受取配当金	1,000
為替差益	18,015
投資事業組合運用益	18,844
役員報酬返納額	2,866
雑収入	6,517
営業外費用	
支払利息	1,912
雑損失	2,633
経常損失	491,417
特別利益	
投資有価証券売却益	24,963
固定資産売却益	16,800
補助金収入	122,323
短期売買利益受贈益	16,097
特別損失	
減損損失	821
関係会社整理損失	772
税金等調整前当期純損失	312,826
法人税、住民税及び事業税	6,445
法人税等還付税額	△6,149
法人税等調整額	△4,223
当期純損失	308,899
親会社株主に帰属する当期純損失	308,899

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	722,698	557,452	△422,801	△216	857,133
会計方針の変更による累積的影響額			122,216		122,216
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	722,698	557,452	△300,584	△216	979,350
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△308,899		△308,899
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△308,899	—	△308,899
当連結会計年度末残高	722,698	557,452	△609,483	△216	670,451

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,247	239,436	240,684	1,097,817
会計方針の変更による累積的影響額				122,216
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	1,247	239,436	240,684	1,220,034
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△308,899
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,247	81,228	79,981	79,981
当連結会計年度変動額合計	△1,247	81,228	79,981	△228,919
当連結会計年度末残高	—	320,665	320,665	991,116

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2020年3月期以降売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。当連結会計年度においては、売上高は回復基調にあるものの、重要な営業損失535,378千円、経常損失491,417千円及び親会社株主に帰属する当期純損失308,899千円を計上しました。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されますが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について見通しが得られている状況にはありません。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況の解消を図るべく、当社グループは、以下の諸施策を遂行することにより、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

(1) 収益構造の改善

- ・高収益化体質の確立に向け、北米の営業要員の早期戦力化を図り、利益率の高いライセンス型の案件の提案に引き続き注力してまいります。
- ・2021年10月にIT人材育成サービスなどを展開している株式会社チェンジと業務提携を行いました。
- ・アフターコロナ時代の新しい研修スタイルを睨んだWebマーケティング投資、リーダーシップ領域、オンライン研修領域における新規商品群への開発投資を積極的に推進しております。既に、国内外において複数のお客様に向けたオンライン研修やアセスメントサービスを実施しており、収益機会の拡大を図ってまいります。
- ・販売費及び一般管理費について、人件費や業務委託費の見直しを行い、本社等移転により諸経費削減を推進しております。北米では今後の黒字化を達成するため、2022年3月に人件費を中心に大幅なコスト削減を実施しました。また、IT関連の外部委託化も推進していく方針です。

(2) 財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金及び開発投資資金の安定的な確保と維持に向け、取引金融機関と協議を進め新規融資の申請や資本の増強策の可能性について検討しておりますが、実現には至っておりません。このため、今後はグループ内の資金を移動させることで必要な資金を確保していく方針です。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、収益構造の改善にはアフターコロナ時代における新しい取り組みが含まれていることから不確実性が認められるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大によって受けた業績低迷からの回復に時間を要しております。

また、財務基盤の安定化については、資本の増強策の可能性などについて継続的に検討しているものの、見通しが得られている状況ではありません。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

11社

ウィルソン・ラーニング コーポレーション（米国）
ウィルソン・ラーニング ヨーロッパ LTD.（イギリス）

ウィルソン・ラーニング チャイナ リミテッド（香港）

ウィルソン・ラーニング オーストラリア PTY LTD.（オーストラリア）

ウィルソン・ラーニング フランス（フランス）

当連結会計年度において、当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング ワールドワイド インク（米国）は2021年4月1日付で当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング コーポレーション（米国）を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数
- ・会社の名称

2社

ウィルソン・ネットジィ（株）

サイアム ウィルソン・ラーニング カンパニー リミテッド（タイ）

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、展智（北京）企業管理諮詢有限公司（中国）を除き、連結決算日と一致しております。

展智（北京）企業管理諮詢有限公司（中国）の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたりましては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
- ・市場価格のない株式等
- ・投資事業有限責任組合に関する会計処理

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

当社

・ 研修材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社

先入先出法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社グループは定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	9～50年
工具器具及び備品	3～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年）における見込販売数量（又は収益）に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等償却額を比較しいずれか大きい金額を計上しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、国際財務報告基準（IFRS）を適用する在外連結子会社において、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースについて使用権資産及びリース債務を認識しており、認識された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ライセンス販売

ライセンス販売は研修に係る知的財産の使用権許諾を与えることを主な履行義務としており、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ロ. 開発サービス

開発サービスは顧客向け研修のカスタマイズ・開発を行うことを主な履行義務としており、顧客が開発の結果を使用して便益を享受できるようになった時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ハ. 研修サービス

研修サービスは顧客向け研修を行うことを主な履行義務としており、顧客が当社グループより研修の実施を受けた時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ニ. 学習プラットフォーム

当社グループは、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

他社研修の申込受付代行、クラウドサービス基盤、ストーリーミングサービス、デジタルコンテンツの仕入販売等の取引において、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から、仕入れ先に支払う額を控除した純額

で収益を認識することとしております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、研修に係る知的財産の使用許諾を与えるライセンス販売については、従来は各年度における請求書を発行した時点で当該請求書の金額に基づき収益を認識しておりましたが、一時点で充足される履行義務として、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点で、顧客から受け取ると見込まれる金額に基づき収益を認識する方法に変更しております。

また、一部の取引において、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供に関して当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は244,113千円減少し、売上原価は132,357千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ111,756千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高は122,216千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。また、「10.金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めておりました「法人税等還付税額」は、明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「法人税等還付税額」は、909千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 19,547千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資する情報

当社グループは、資産グループが属する事業の営業損益が連続してマイナスとなるなど固定資産の収益性が著しく低下した場合に減損損失を計上しています。減損損失の計上に当たっては慎重に判断をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより事業環境が変化し、その見積りの前提とした事業計画に関する仮定などに変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は、少なくとも2022年9月末頃まで続き、以降ゆるやかに正常化に向かっていくと仮定し、会計上の見積りを行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産 現金及び預金 62,158千円

短期借入金の担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在、対応する借入金残高はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 345,441千円

(3) 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

研修材料 1,606千円

仕掛品 5,277千円

貯蔵品 358千円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 補助金収入

主として海外子会社において受領した、新型コロナウイルス感染症に係る雇用助成金等を補助金収入として計上しております。

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

セグメント	場所	用途	種類	金額 (千円)
北米	米国 ミネソタ 州	事業用資産	機械及び装置	173
			工具器具及び備品	125
			ソフトウェア	124
アジア・パ シフィック	インド ニューデ リー市	本社	ソフトウェア	399
			合計	821

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基本としてグルーピングを行っており、本社については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから主に共用資産としております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零として測定しています。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,154,580株	一株	一株	5,154,580株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	542株	一株	一株	542株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金は、価格変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づく敷金であり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、主に3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に短期的な運転資金を目的としたものであり、長期借入金は主に長期的な運転資金及び投融資に係る資金調達であります。

リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、契約満了日は最長で連結決算日から4年後であります。

金融商品の管理については、グローバルコーポレート本部において行っております。なお、連結子会社は、重要な取引については、当社の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	87,526	87,264	△262
資産計	87,526	87,264	△262
(1) 長期借入金	100,000	99,813	△186
(2) リース債務	40,834	40,690	△144
負債計	140,834	140,503	△331

※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 以下の金融商品は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
市場価格のない株式等（*1）	50,000
投資事業有限責任組合出資金（*2）	38

（*1）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に

関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※3 1年以内に返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

※4 1年以内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 敷金及び保証金	—	—	87,264	87,264
資産計	—	—	87,264	87,264
(1) 長期借入金	—	—	99,813	99,813
(2) リース債務	—	—	40,690	40,690
負債計	—	—	140,503	140,503

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

報告セグメント	売上高
国内	652,602
(ライセンス販売)	141,867
(開発サービス)	215,820
(研修サービス)	221,136
(学習プラットフォーム)	73,777
北米	580,231
(ライセンス販売)	111,129
(開発サービス)	23,220
(研修サービス)	292,184
(学習プラットフォーム)	47,060
(その他)	106,636
欧州	336,322
中国	123,577
アジア・パシフィック	95,760
顧客との契約から生じる収益	1,788,494
外部顧客への売上高	1,788,494

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	427,823
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	559,588
契約資産（期首残高）	166,763
契約資産（期末残高）	49,964
契約負債（期首残高）	147,541
契約負債（期末残高）	158,691

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 192円30銭
(2) 1株当たり当期純損失 59円93銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2021年2月24日開催の当社取締役会において当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) が、同じく当社の100%子会社であるウィルソン・ラーニング ワールドワイド インク (米国) を吸収合併することを決議し、2021年4月1日付で合併致しました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業 (存続会社)

名 称：ウィルソン・ラーニング コーポレーション

事業内容：企業内教育研修プログラムの販売

被結合企業 (消滅会社)

名 称：ウィルソン・ラーニング ワールドワイド インク

事業内容：企業内教育研修プログラム、リサーチプログラムの基礎開発研究及びマーケティングサポート

② 企業結合日

2021年4月1日

③ 企業結合の法的形式

ウィルソン・ラーニング コーポレーションを存続会社とし、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド インクを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

ウィルソン・ラーニング コーポレーション (当社の連結子会社)

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併により、当社グループの事業運営の合理化によるコスト削減及び効率化を図るものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	606,518	流 動 負 債	561,321
現金及び預金	168,644	買掛金	126,362
売掛金	402,672	短期借入金	100,000
有価証券	38	1年内返済予定の長期借入金	7,497
研修材料	732	リース債務	10,730
仕掛品	3,193	未払金	204,030
貯蔵品	358	未払費用	23,357
前払費用	21,631	未払法人税等	6,620
未収入金	9,645	未払消費税等	13,887
その他	100	契約負債	52,745
貸倒引当金	△500	預り金	5,090
固 定 資 産	294,593	賞与引当金	11,000
有形固定資産	0	固 定 負 債	166,555
建物及び構築物	0	長期借入金	92,503
工具器具及び備品	0	リース債務	12,676
リース資産	0	繰延税金負債	24,781
投資その他の資産	294,593	関係会社投資損失引当金	3,835
投資有価証券	50,000	資産除去債務	32,759
関係会社株式	73,444	負 債 合 計	727,876
長期貸付金	13,989	純 資 産 の 部	
長期未収入金	52,513	株主資本	173,234
前払年金費用	80,931	資本金	722,698
敷金及び保証金	84,273	資本剰余金	557,452
その他	5,000	資本準備金	557,452
貸倒引当金	△65,558	利益剰余金	△1,106,700
資 産 合 計	901,111	利益準備金	86,671
		その他利益剰余金	△1,193,372
		繰越利益剰余金	△1,193,372
		自己株式	△216
		純 資 産 合 計	173,234
		負 債 純 資 産 合 計	901,111

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	823,613
売上原価	239,786
売上総利益	583,826
販売費及び一般管理費	755,067
営業損失	171,241
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	5,725
為替差益	7,249
受入業務指導料	153
役員報酬返納額	2,866
投資事業組合運用益	18,844
雑収入	628
営業外費用	
支払利息	1,744
貸倒引当金繰入額	2,737
雑損失	740
経常損失	140,992
特別利益	
投資有価証券売却益	24,963
固定資産売却益	16,800
短期売買利益受贈益	16,097
特別損失	
関係会社株式評価損	1,941
関係会社投資損失引当金繰入額	772
税引前当期純損失	85,845
法人税、住民税及び事業税	3,780
法人税等還付税額	△1,008
法人税等調整額	△1,315
当期純損失	87,301

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	722,698	557,452	557,452	86,671	△1,106,071	△1,019,399	△216	260,535
当期変動額								
当期純損失					△87,301	△87,301		△87,301
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△87,301	△87,301	—	△87,301
当期末残高	722,698	557,452	557,452	86,671	△1,193,372	△1,106,700	△216	173,234

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,247	1,247	261,783
当期変動額			
当期純損失			△87,301
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,247	△1,247	△1,247
当期変動額合計	△1,247	△1,247	△88,548
当期末残高	—	—	173,234

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2020年3月期以降売上高が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しております。当事業年度においては、売上高は回復基調にあるものの、重要な営業損失171,241千円、経常損失140,992千円及び当期純損失87,301千円を計上しました。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されますが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について見通しが得られている状況にはありません。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況の解消を図るべく、当社は、以下の諸施策を遂行することにより、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

(1) 収益構造の改善

- ・高収益化体質の確立に向け、北米の営業要員の早期戦力化を図り、利益率の高いライセンス型の案件の提案に引き続き注力してまいります。
- ・2021年10月にIT人材育成サービスなどを展開している株式会社チェンジと業務提携を行いました。
- ・アフターコロナ時代の新しい研修スタイルを睨んだWebマーケティング投資、リーダーシップ領域、オンライン研修領域における新規商品群への開発投資を積極的に推進しております。既に、国内外において複数のお客様に向けたオンライン研修やアセスメントサービスを実施しており、収益機会の拡大を図ってまいります。
- ・販売費及び一般管理費について、人件費や業務委託費の見直しを行い、本社等移転により諸経費削減を推進しております。北米では今後の黒字化を達成するため、2022年3月に人件費を中心に大幅なコスト削減を実施しました。また、IT関連の外部委託化も推進していく方針です。

(2) 財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金及び開発投資資金の安定的な確保と維持に向け、取引金融機関と協議を進め新規融資の申請や資本の増強策の可能性について検討してはりましたが、実現には至っておりません。このため、今後はグループ内の資金を移動させることで必要な資金を確保していく方針です。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。しかしながら、収益構造の改善にはアフターコロナ時代における新しい取り組みが含まれていることから不確実性が認められるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大によって受けた業績低迷からの回復に時間を要しております。

また、財務基盤の安定化については、資本の増強策の可能性などについて継続的に検討しているものの、見通しが得られている状況ではありません。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
- ・市場価格のない株式等
- ・投資事業有限責任組合に関する会計処理

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

・研修材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	9～50年
工具器具及び備品	5～15年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、その差額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

④ 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. ライセンス販売

ライセンス販売は研修に係る知的財産の使用権許諾を与えることを主な履行義務としており、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ロ. 開発サービス

開発サービスは顧客向け研修のカスタマイズ・開発を行うことを主な履行義務としており、顧客が開発の結果を使用して便益を享受できるようになった時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ハ. 研修サービス

研修サービスは顧客向け研修を行うことを主な履行義務としており、顧客が当社より研修の実施を受けた時点で、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、収益を認識することとしております。

ニ. 学習プラットフォーム

当社は、財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前等に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。他社研修の申込受付代行、クラウドサービス基盤、ストーリーミングサービス、デジタルコンテンツの仕入販売等一部の取引において、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から、仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、研修に係る知的財産の使用許諾を与えるライセンス販売については、従来は各年度における請求書を発行した時点で当該請求書のコピーに基づき収益を認識していましたが、一時点で充足される履行義務として、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点で、顧客から受け取ると見込まれる金額に基づき収益を認識する方法に変更しております。

また、一部の取引において、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供に関して当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価はそれぞれ73,925千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めておりました「法人税等還付税額」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「法人税等還付税額」は、909千円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社への投資及び債権の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	73,444千円
貸倒引当金	34,642千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資する情報

当社は、関係会社の財政状態の悪化により関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理をしています。また、財政状態の悪化した関係会社に対する債権に対して貸倒引当金を計上しています。

将来の不確実な事業環境の変化などによって、関係会社の財政状態が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 148,943千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	221,173千円
② 長期金銭債権	66,502千円
③ 短期金銭債務	281,134千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	171,010千円
② 仕入高	7,465千円
③ その他の営業取引高	188,518千円
④ 営業取引以外の取引高	4,878千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	542株	一株	一株	542株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)		
賞与引当金		3,368
未収利息		2,567
未払社会保険料		515
未払事業所税		528
貸倒引当金		20,227
関係会社株式		940,442
繰越欠損金		349,549
減損損失		17,691
資産除去債務		10,031
投資有価証券		1,530
その他		4,989
	小計	<u>1,351,443</u>
	評価性引当額	<u>△1,351,443</u>
	計	—
(繰延税金負債)		
前払年金費用		<u>△24,781</u>
	計	<u>△24,781</u>
	繰延税金負債の純額	<u>△24,781</u>

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ウイットン・ラーニング コーポレーション	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 企業内教育 プログラムの 開発及び グローバル・ マーケティング の委託 役員の兼任	実施許諾料の 受取(注1)	97,938	売掛金	123,755
				営業取引 (注3)	3,507		
				出向社員人件 費の受入 (注5)	—	未収入金	9,092
				研究開発及び マーケティング の委託 (注2)	92,505	買掛金	88,771
				実施許諾料の 支払(注4)	92,505	未払金	185,080
子会社	ウイットン・ラーニング ヨーロッパ LTD.	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 役員の兼任	実施許諾料の 受取(注1)	49,678	売掛金	22,057
子会社	ウイットン・ラーニング チャイナリミテッド*	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 役員の兼任	実施許諾料の 受取(注1)	11,661	売掛金	44,506
子会社	ウイットン・ラーニング アジアリミテッド*	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 役員の兼任	実施許諾料の 受取(注1)	5,595	売掛金	13,009
子会社	ウイットン・ラーニング インド PTE LTD.	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 役員の兼任	実施許諾料の 受取(注1)	—	長期未収入金	22,479
子会社	ウイットン・ラーニング サザンアフリカ C.C.	100	企業内教育 プログラムの 実施許諾 役員の兼任	配当金の受取 (注6)	4,275	—	—
関連 会社	ウイットン・ネットジイ (株)	49	役員の兼任	業務委託収入 (注1)	—	長期未収入金	25,546

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 実施許諾料の受取及び業務委託収入については、当社が提示した料率等を基礎として毎事業年度交渉の上、決定しております。
2. 研究開発及びマーケティングの委託の支払については、当社が提示した金額を基礎として毎事業年度交渉の上、決定しております。
3. 営業取引については、当社が提示した金額を基礎として毎事業年度交渉の上、決定しております。
4. 実施許諾料の支払については、先方が提示した料率を基礎として契約更新時に交渉の上、決定しております。
5. 出向社員人件費については、出向契約に基づいて決定しております。
6. グループ会社の財務状況を勘案し一定の基準に基づき決定しております。

7. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、34,642千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において63,076千円の債務免除(貸倒引当金を充当)を行っております。
8. 関連会社への貸倒懸念債権等に対し、26,121千円の貸倒引当金及び3,062千円の関係会社投資損失引当金を計上しております。

11. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 33円61銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 16円94銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

当社は2022年4月の月次取締役会において、子会社であるウィルソン・ラーニング ヨーロッパ LTD. より、80,000千円相当の資金融資を受けることを決議いたしました。金銭消費貸借契約を締結次第、入金予定です。

14. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 木 豊
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 根 義 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期以降売上が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においては、重要な営業損失535,378千円、経常損失491,417千円及び親会社株主に帰属する当期純損失308,899千円を計上している。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されるが、現時点では金融

機関等からの新たな資金調達について見通しが得られている状況にはない。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 木 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 根 義 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期以降売上が著しく減少し、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度においては、重要な営業損失171,241千円、経常損失140,992千円及び当期純損失87,301千円を計上している。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されるが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について見通しが得られている状況にはない。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する

対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2022年6月10日

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社

代表取締役社長 トーマス・ 殿
H ・ ロ ス

ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社監査役会

監査役（常勤） 本 山 隆 雄 (印)

社 外 監 査 役 稲 垣 誠 二 (印)

社 外 監 査 役 志 賀 剛 一 (印)

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。

(2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(3) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもってその任期が満了いたします。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なおうち1名は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	トーマス・ホリス・ロス (1952年3月20日生)	1992年4月 ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) 入社 副社長 グローバルR&Dプロダクト・マネジメント担当 2003年2月 ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) の社長に就任 2009年4月 ウィルソン・ラーニング ワールドワイドインク (米国) のシニア ヴァイス プレジデントに就任 2009年6月 当社取締役 2011年4月 当社取締役 グローバル・マーケティングサービス担当COO 2012年4月 当社取締役 グローバル・マーケティング統括 兼 R&Dソリューション・グループ統括COO (現任) 2018年6月 当社代表取締役社長COO (現任) 2021年4月 ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) グローバル・マーケティング、R&D 管掌 (現任) (重要な兼職の状況) ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) グローバル・マーケティング、R&D 管掌	一株
2	こじま けんすけ 児島 研介 (1962年11月12日生)	1998年7月 当社入社 2000年4月 当社eビジネス開発室 室長 2008年4月 当社執行役員 HRD/TM事業本部 eBIZ/TMグループ グループ長 2011年4月 当社執行役員 ICTソリューション本部 本部長 2012年4月 当社執行役員 ICT/DAソリューショングループ ICTソリューションサービス部 2013年4月 当社執行役員 HRD事業本部 副本部長 兼マーケティング部 部長 2014年4月 当社執行役員 HRD第2事業本部長 2014年6月 当社取締役執行役員 HRD第2事業本部長 2015年4月 当社取締役執行役員 2021年9月 当社代表取締役副社長 (現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	エドワード・H・エムデ (1948年2月7日生)	2007年7月 ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) 入社 副社長 2009年4月 ウィルソン・ラーニング コーポレーション (米国) の社長に就任 (現任) 2019年6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ウィルソン・ラーニング コーポレーション 社長	一株
4	しば やま しん いち 柴山慎一 (1957年6月2日生)	1990年8月 株式会社野村総合研究所入社 2002年4月 同社 コンサルティング第一事業本部長 2004年4月 同社 コンサルティング事業推進本部長 2005年4月 同社 広報部長 2009年4月 同社 総務部長 2012年4月 NRIデータアイテック株式会社 社長 2015年7月 NRIみらい株式会社 社長 2017年4月 社会情報大学院大学 教授 (現任) (現 社会構想大学院大学) 2018年6月 当社 社外取締役 (現任) 2019年6月 シダックス株式会社 取締役 2020年4月 同社 取締役専務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) シダックス株式会社 取締役専務執行役員 社会構想大学院大学 教授	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 柴山慎一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 柴山慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、企業コンサルティング及び企業経営の豊富な知見を有しており、引続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言いただくこと、および客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。
4. 当社は、柴山慎一氏の再任が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を継続して締結する予定であります。
5. 当社は、柴山慎一氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を同取引所に独立役員として引続き届け出る予定であります。
6. 柴山慎一氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終了の時をもって4年となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役志賀剛一氏は、本総会終結の時をもってその任期が満了いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
しがこういち 志賀剛一 (1961年 8月15日生)	1989年4月 東京弁護士会登録 松尾綜合法律事務所入所 2001年4月 志賀・飯田法律事務所開設(現任) 2008年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2011年6月 法務省司法試験考査委員(民法) 2018年6月 当社社外監査役(現任) 2021年4月 東京弁護士会 副会長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 志賀剛一氏は社外監査役候補者であります。
3. 志賀剛一氏を社外監査役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験を有し、外部からの専門的な知見を当社の経営に生かせると判断したためであります。また、企業不祥事の調査委員の経験も複数あり、コンプライアンスの観点からも期待でき、企業の経営に関与された経験はありませんが、法律事務所の経営を長年続けておられる経験からも、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
4. 当社は、志賀剛一氏との間で会社法第427条の第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合には同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、志賀剛一氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を同取引所に独立役員として引続き届け出る予定であります。
6. 志賀剛一氏は2018年6月から当社の社外監査役として就任しており、その就任期間は総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用に関する損害を填補の対象としており、故意または重過失に起因する場合は填補されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分備えているものの、当社の最近の経営環境の変化等に鑑み、当社事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を総合的に検討した結果、海南監査法人を会計監査人として選任するものであります。

また、監査役会が海南監査法人を候補者とした理由は、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制の観点から監査が適正に行われると評価したことに加え、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることから、適任であると判断したためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2022年4月現在)

名 称	海南監査法人		
事 務 所	〈主たる事務所〉 東京都渋谷区代々木二丁目20番17号 海南ビル		
沿 革	1985年設立		
概 要	出資金	27,000千円	
	構成人員	代表社員	9名
		公認会計士	82名
		その他	5名
		合計	96名
監査証明業務を行っている会社	54社		

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
当社 本社 虎ノ門ツインビルディング 地下会議室
電話 (03)6381-0234



- 日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 A1、A2出口より徒歩3分
- 銀座線 虎ノ門駅 3番出口より徒歩6分
- 銀座線・南北線 溜池山王駅 徒歩にて地下道4分、14番出口より5分